

## 芋井公民館の交流センター化について



芋井総合市民センター（外観イメージ・令和8年度 竣工予定）

施設構造・延床面積 鉄骨造 2 階建て・861.19㎡

入居施設・団体 芋井支所、芋井公民館  
芋井地区住民自治協議会

教育委員会事務局  
家庭・地域学びの課

## 芋井公民館の管理運営に関する芋井地区住民自治協議会の協議

令和6年7～10月 理事会・区長部会

令和7年1月 地区住民からの意見募集(交流センター化・直営化について住自協だよりに掲載)

令和7年3月8日 臨時評議委員会で交流センター化・直営化の方針を決定

令和7年3月14日 市及び教育委員会に要望書の提出

### 要望の内容

1. 芋井総合市民センターは地域の拠点として整備されることから、芋井公民館は社会教育活動に加えて、より広く活用され、地域活性化につながるよう、交流センターとして運営すること。
2. 現在、芋井住自協が芋井公民館の指定管理を受諾しているが、交流センター移行に伴い、市が直接管理運営(市直営)されること。

※指定管理について（現 指定管理期間:R5年度～R9年度）

交流センターになる場合、公民館とは別の条例に基づいた施設になることから、現行の公民館の指定管理は終了(短縮)し、改めて指定する必要があります。

# 1 芋井公民館の交流センター化について

生涯学習活動の場としての公民館機能に加えて、地域活動の場として地域の皆様がより活用しやすい施設となるよう交流センターを要望

交流センターの設置目的(長野市交流センターの設置及び管理に関する条例第2条)

(1) 下記に係る活動の場を提供する

生涯学習活動

—引き続き推進—



地域づくり活動

社会福祉活動

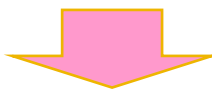
地域の多様な活動

—交流センターとなって広がる部分—

(2) 住民の教養及び地域文化の向上に資する事業を行う

# 2 「芋井交流センター」への移行に伴う直営化について

将来に渡り安定的な運営となるよう直営化を要望



- ・芋井総合市民センターへの複合化にあたり、芋井公民館を交流センターへ移行する。
- ・交流センターへの移行に伴い、指定管理から市の直営とする。

# スケジュール

時 期	内 容
7年度 9月	9月議会定例会 条例改正（8月 法規審査委員会） 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例 長野市立公民館条例
10月～3月	引継ぎに向けた事務の調整 利用者・利用団体への交流センター利用方法説明
3月末	事務引継ぎ
8年度 4月	芋井交流センター 直営による運営開始（現・芋井公民館建物にて）
4月以降	引っ越し 芋井総合市民センター 供用開始